

別記様式

表 面

		第 号		
身 分 証 明 書				
写 真	官 職			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	発行年月日	年	月	日
上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。		農林水産大臣	印	

裏 面

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の条項

1. 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第65条第2項及び第4項
2. 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第31条第1項及び第2項
3. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第52条第1項
4. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第19条第1項から第3項まで
5. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第10条第1項
6. 食品表示法（平成25年法律第70号）第8条第2項

官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。